資料５

市民後見人の養成と活動支援について

１　成年後見制度の概要

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度。

※成年後見人の選任状況は、親族が６３．５％。
親族以外の第三者後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が中心

２　事業の推移

平成１８年度「市民後見人養成事業」を開始

平成１９年度「大阪市成年後見支援センター」を開設

場所：大阪市社会福祉研修情報センター内（西成区）

業務：① 成年後見制度に関する相談支援
② 市民後見人の養成・活動支援
③ 成年後見制度に関する広報・啓発
④ 成年後見制度に関わる機関・団体等との連携
（家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）

実績：市民後見人養成の実績　１４１人（平成２３年２月末現在）
市民後見人受任実績　５１人（平成２３年２月末現在）

市民後見人養成講座

オリエンテーション（養成事業の説明会）　１１月実施

▼　書類選考

市民後見人養成講座（基礎講習）　１月開講（４日間）

▼　レポート・面接による選考

市民後見人養成講座（実務講習）　５月開講（１３日間）

▼　面接による講座修了・登録意思確認

市民後見人バンクへ登録　１０月登録

＊登録者に対する定期的な研修の実施

⇩

市民後見人の活動支援

家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼

▼

市民後見人候補を推薦し、家庭裁判所が選任

▼

市民後見人の後見活動のサポート

＊受任者に対する相談の対応（専門相談を含む）
＊受任者に対する定期的な面談の実施
＊受任者からの活動報告書の提出による定期的な活動状況の確認
＊受任者に対する定期的な研修の実施（２１年度実績８回）
＊受任実例に基づいた事例報告・検討会を開催

３　国の動向

平成２３年度から新規に「市民後見推進事業」を実施

（目的）

認知症の人の福祉を増進する観点から市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組みを支援

（事業内容）

① 市民後見人養成のための研修の実施

② 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

・ 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

・ 市民後見推進のための検討会等の実施

③　市民後見人の適正な活動のための支援など

・ 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等へ円滑に対応できるための支援体制の構築

・ 市民後見人養成研修修了者の被後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のためのスキームの構築

④ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
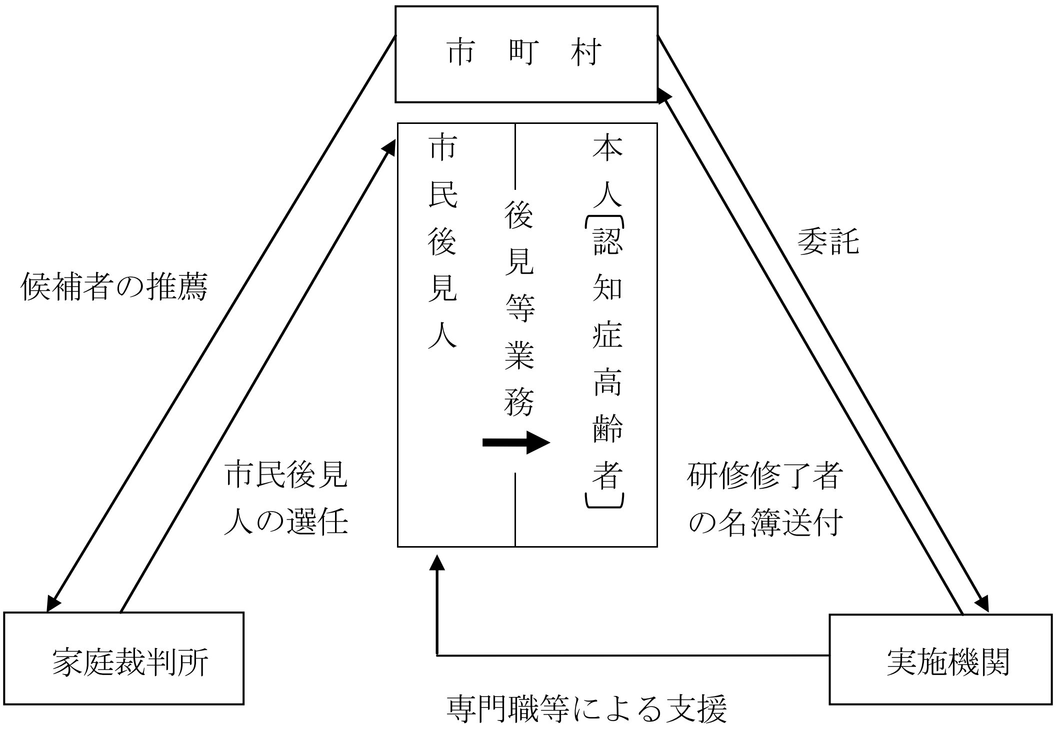
（取組例）